

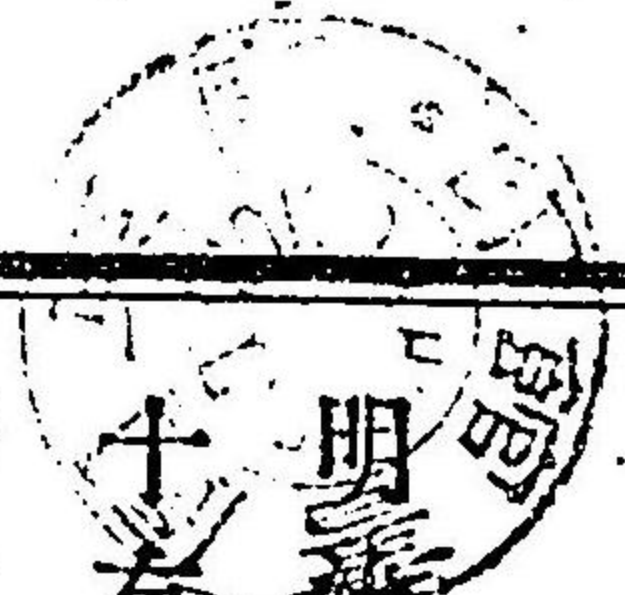
17543
四二十三年九月

國之基督智友

東京

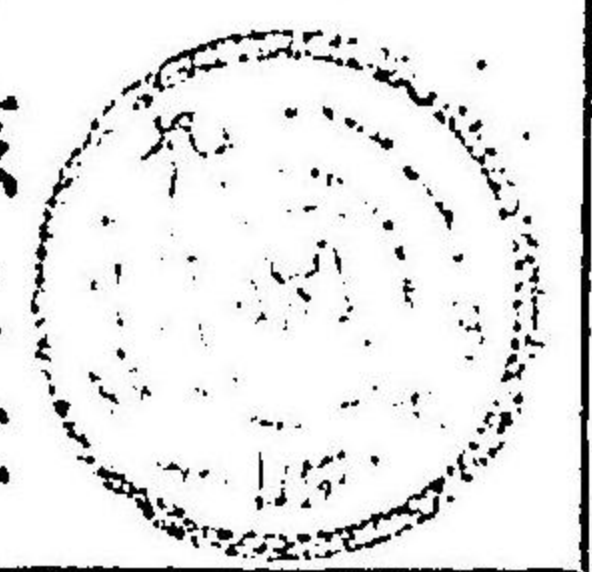
池田書屋發行

No 5370 / 23



國と基督教序

明治維新の旭光鎖港攘夷の暗霧を照してより茲に二
 十有餘年矣十九世紀の新天地は我が邦家を圍繞して
 新文物新思想の潮流の蕩々乎として東洋に溢れ來り
 遂に我邦の政治社會文學宗教の表面に一大新象を現
 出するに至れり
 是に於てか保守的の反動を喚起し國家主義を國粹保
 存説の此の新思想を一掃し去らんとて守舊進新の
 兩勢の互に中原の鹿を追ひ人心の向背の將に定まる



所おからんとす蓋と今日ハ文化變移の時代として社
會人心の動搖するを恰も冷熱更代の候は異ならむ古
詩人歌あり曰く

夏と秋とゆきかふ空のかよひ路ハ

かたへ冷じき風やふくらん

と實に朝ハ北風歸り夕に南風廻り回吹又廻吹して
遂に金風殺々の秋光を全くするか如きは良く今日の
日本を表したるものと謂ふべし

雖然神佛者流が此の反動を奇貨とて基督教を誣して
國體を害す忠君愛國の元氣を破壊すと唱導するか如

きよ至ては吾人彼等が孤城落日の地位を哀むと同時
に眞理の爲に辨せざるを得ざるかり余曾て之が爲に
日曜叢誌の紙上に國と基督教との關係を論述せり即
ち獨乙鴻儒ルタルド氏の著書を參酌したるものなり
頃教友太田惣吉君之を編輯して一小冊とて以て世に
頒たんと請ひ且つ余に序を求む其れ君は東京屈指の
紳商なり夙に福音を信じて公益慈善の精神に富むと
亦た都下は多く其倫を見せ而して今や此舉あるも亦
た此の公益心に出づるのみ余豈に辭すべけんや
讀者若し此書によつて國家に對する福音の眞相の一

斑を知るあらばこれ一に氏の賜矣

明治廿三年九月下院

今井壽道誌

國と基督教

太田惣吉編輯

韓愈曾て佛老を排斥して曰く古之所謂正心誠意者將以有
 爲也○今也欲治其心而外天下國家滅其天常子焉而不父其父
 臣焉而不君其君民焉而不事其事○と吾人はこの語を誦する毎
 に未だ曾て之を歎賞せずんばあらず其れ人の此世に生ずるや決して
 分離的個々の意思生命業務あるのみに止まらず必ずや其意思生命業
 務は或は直接に或は間接に國家の生命進歩に關係し各個人教育の高
 低は其國家文明の高低となり天下道德の盛衰は各個人徳道の照影た
 らずんばあらず是故に縦ひ宗教は超理的地位に在るにもせよ未來の
 生命を説くにもせよ人々をして死後永世幸福の彼岸に達せしめんが
 爲に道を示すものなるにもせよ各個人をして罪業消滅を受けしむる

ものたるにもせよ若し天下國家なる觀念を有せず社會を補益し開發し國家進歩の結果を全熟せしむるに與るものならざりせば吾人は宗教を以て左程大切なりとも思はざるべし何となれば吾人は實に神旨の在る所を學んで之を遵奉するの最大責任ありと雖も吾人は此世即ち國家を以て組織せる社會に生じたる者なれば吾人をして斯く生せしめたる神旨にして毫も吾人が置れたる地位關係に就て要る所なく個々分離的生活を爲すことを欲すとすれば吾人は是の如き旨意が果して有心的上帝の旨意に合するものなるや否やを疑はざるを得ず吾人は之と同時に是の如く教ゆる宗教は果して真正の大道天啓なるや否やに就て大なる疑問を懷かざるを得ざるなり否な吾人はこの種の宗教を目して天啓大道たるの價値なしと斷言するに躊躇せざるべし然りと雖も吾人は謹んで上帝に感謝す上帝が世々の預言者聖徒に

由り終にキリストと其使徒と教會とに由て示現したる吾がキリスト教は實に社會的動物としても永生的靈物としても吾人が満足し得べき教理を有し吾人に十全の教導生命を與ふるを
 今や我邦の風潮は一種の反動を生じ疾に死灰に歸し了したる國粹主義國體論鎖國主義をして漸く再燃せしむるに至り隨てキリスト教を論ずる者をして國體に合せず國家に不利なりと公言せしむるに至れり吾人は固より國家の重すべきを知り國體に耻辱なからんとを祈る者なり否な或る點に於ては國粹主義に同意する者なり吾人は決して西洋人拜崇家にわらず西洋の文明に心酔する者に非らず却て吾人は總の同胞と共に敷島の大和心を人とは、朝日に匂ふ山櫻花と高吟する者なり故に吾人は今日世上に露々たる反對論を聞けども敢て意に介せず唯だこれらの反動は殘燈將滅の景色たるに外ならずと思惟す

四
るのみ然と雖も一犬虚を哮へ萬犬實を傳へ同胞兄弟をして眞理を認め福音を納るの日を遅からしめんとを恐るを以て聊か國に對する基督教の關係を論述せんとす讀者もし吾人の婆心によつて眞理を誤ることなくば幸なり

其れ人の世に生ずるや家壁の内之が天地たり嚴父慈母兄弟姉妹之が鄰人たり出で遊ぶも數丁に過ず人と交通する數人に越ず喜怒哀樂冀望不平共に此鼓爾たる小天地間に往來して未だ毫も社會なる一大天地あるを知らざるなり青年に至り慈母の膝下を離れ校舎に入り學林に遊ぶや其交通聞見する天地も亦た從て増強し遂に歲月と共に進歩昇行して家内の外に生活あるを知り所謂公衆生活を始め公衆と交通し混合して其間に自己の地位を占んとす而して縱ひ其生活は家族の範圍を出でざる者と雖も彼は家族の一人なるのみならず全時に國民

の一人員たらざるを得ず是故に車夫も漁夫も樵夫も役夫も約言すれば朝に出て夕に米粟の料を得一戸數口衣食に汲々として饑餓勞役するも糟糠にだも飽ざる者と雖も……彼等は自家の生計に餘日なきにもせよ……猶ほ國家天下に對する感情と愛心とを有し其感情愛心は彼等の狭小なる天地に其感化力を波及すべき者たらざる可らず然り而して人類は各自其生産したる特別の國家に屬すべき者なるを以て吾人は神が特に吾人をして屬せしめたる祖國に對する緣故關係を脱すべき者にあらざるなり否な吾人は當に自ら脱去すべき者にあらざり思考すると同時に他人にも之を強ひ他人に愛國の感情行爲を要求するは蓋し吾人の天性なり

古哲アリストートルは人類を評して政治的動物と曰り吾人は全く此語に同意せざるのみならず人類は神の國てふ最大王國に屬すべきも

のにして人類は之を最終目的とし之を最高關係の對偶となす者なり
 と思惟すと雖もアリストートルの言は能く吾人現世の地位を知るも
 のと謂ふべし其れ未來の國家なる理想は地上國家的生活を高尚にす
 るものにして國家的生活の貴重すべきも亦た此の理想あるに起因せ
 ざる可らず而して國家なる言葉が各個人心を支配するの度益々高尚
 なれば國家其物の生命も亦た從つて高尚の點に達するとは既に讀者
 の熟知する所にして敢てこゝに贅するを要せざるべし
 然り而して吾人が基督教と國との關係を論ずる前に邦國の起原に就
 き簡短に學理上の觀察を下すは蓋し無用の勞にもあらざるべし故に
 吾人は借問す邦國は果して如何に起原したるや又その性質は何ぞや
 と抑も邦國は存在す而して其存在は不意の出來事にあらずして却て
 必然的の存在なることは何人も疑を容れざるとなるべし而して邦國

は始ありしとも甚だ明白なれば其終期あるとも亦た明白なり此の終
 期の來らん時即ち天啓に據て吾人が望み待てる未來の來ん時天啓に所
 謂神の國なるものは之らの邦國を唯一にして以て人類最終の進化を全
 ふせん約言すれば吾人は邦國存在以後と邦國歸一以前との中間に在
 て中間の關係を有する者なり而して一言以て邦國の起原を曰ば吾人
 は之を歴史に歸せざる可らずコンスタンチン、フランツ曰く邦國は單
 に進行にあらず進行の結果なり詳言すれば邦國を開發する進行は早
 晩この終結に達せざるを得ず……邦國の邦國たるものと其所有物と
 は共に歴史の範圍内に在りて蓋し觀察の正確なるものと謂ふべし
 讀者よ試に吾人と共に卷去り卷來る歴史の波上に棹さし水流に溯つ
 て歴史が邦國を産出したる泉源を探求せよ吾人は今や探求の阜頭に
 立ち遙に水雲万里の波上を望ば幾條の波痕先發の航海者あるを示す

故に先づ彼等が発見したる國の起源を概論せん
 説者曰く邦國は家族より生ず家族は實に邦國に先ちて存在せり而して家族の數漸く増加するに及で邦國なる家族を結果するに至りしのみ即ち家族の主長權は邦國最上權と變じたるなり吾人が邦國の君臨者を稱して父とするも亦た此理より生ずと然れども若し精細に家族と邦國とを比較する時は各固有する要素を異にし互に起原を異にするを發見すべし夫れ情實親愛は家族の家族たる特質なり法律秩序公義は邦國の邦國たる要素なり彼の自由の信用愛情的服從自好的循奉と嚴格的法律強行的公義と何の相似たる所あるや國家の起原同じからず故に性を異にせり人世若し春暖化育の和氣なからんか世界は一大圍圀たらん若し公義秩序なからんか人類は應に豺狼たらんのみ是故に共に欠く可らざる邦國と家族とは各、其の起原を異にし一は

愛慕の天性より進化し他は歴史の胎内より生じたる、と明矣

ルソー派の學者等ハ更に邦國の起原を解説して曰く邦國は集合的約束的生產なり即ち各個分離孤立したる人々が各自の自由意思より相集り相約束して一大團體を造り無法律混雜に代ゆるに法律的秩序を以てし分立的孤弱に代ゆるに集合的強大を以てしたるより始まる是の如き解説ハ今日既に識者の排斥する誤謬たるは明白なれども未だ全く人心を去らずして暗々裡に類似の觀念を有する者少しとせず勿論人民多數の裁決を至高權理として向背定りなき人民が昨日は東けふは西と電光的運動を爲すが爲に法律も亦た變化窮りなく朝令暮改も嘗ならぬ邦國を見れば此説も合理らしく思はるゝと雖も集合と約束とは決して邦國を創造したる最大要素には非るなり吾人は今日蠻野の境に入て水草を追て轉住する孤立の蠻民を見れば直ちに此

十
説の誤謬を發見して分離的生活を爲す蠻民に秩序的傾向なきことを認むべし若し其れ集合と自由意思とにして邦國の要素なりとせんか此の如き觀念は必ず一轉して不定的法律となり再轉して佛國革命の慘狀を演出するや蓋し火を賭るよりも明なり焉を秩序ある邦國を産出するを得む商賈遠からず吾人豈に慎まざる可んや

説者あり曰く邦國は強威猛力の創造したる物躰なり視よや太古ニムロッドより以降強勢猛威を以て弱者小者を併呑壓服し之を束縛し之に君臨し嚴然法律の主權を握て之を統治したる例は史上甚多きに非らずやと實に邦道なく暴兇其慾を逞ふしたる時代に於て姦雄豪傑が屠狗の徒中に起て能く萬乘の尊位に上りたる者其數少しとせず然りと雖ども弱の肉強の食となり豺狼群羊を殺害するは決して邦國の性質及び目的と一致する者には非ざるなり何となれば邦家の存するは

正義公道の存する所以にして邦家とは暴力併呑に正反對なる正義公道を維持する城壁なればなり故に吾人の邦國實在の性質目的に於ても過去の歴史に於ても始終邦國の生命たるものは公義の外に發見する能はざるなり若し人あり暴力壓制の下に生息する人類を指してこの國民を見よと曰はば吾人は直ちに應じて曰はむ咄彼等は奴隸なり國民にあらず暴力の所有物なり邦國を組織する人民にあらざるなりと

以上の諸説は邦國の性質目的と一致せざる處に起原を置く者にして一も眞理として採る價值なきものなり請ふ聊か基督教が其聖書に據て教ゆる所を延張して讀者に示さむ抑も正義公道が邦國存在前の時代に在て業に已に存在しつゝありたるとは萬國の建國史：暗昧ながらも：に徴して明々白々なり而して

聖書はこの公正なるもの、要素が神命より出でたるを吾人に教ゆるものなり太古ノアが其家族と共に方舟の窓を出て洪水後人類の歴史を始むるや神は萬世の人類を代表したるノアと其家族に一條の法令を與へり曰く凡そ人の血を流す者は人其血を流さむは神の像の如く人を造り玉ひたれば也と是れ則ち公正を保護し維持する法律の基礎にして後世の邦國が保護すべき公正は此數語より開發したるものなり夫れ生は人類の最要正理なり而して人の生命を損害するは即ち人類社會に對する最大犯罪なり人類の存在と未來とを危くするものなり是故に神は斯生を保護するに公義を以てし公義を維持するに刑罰を以てしたり而して邦國は此公義と此保護との爲に創造せられて過去にも現在にも未來にも法律の主權を委託されたる邦國其物の最大本分と目的とは之を完全に維持し之を正當に執行するとはな

りぬ爾來星移り物換り麻雀海に入て蛤となり山巒變じて鰻となる變遷極りなき歳月中に歴史の流益々遠く邦國の進化興敗定りなき間にも終始變せざるものは神定的公義と之が保護者たる君主的司法權とのみ

却説太古人民の蕃殖衆多にして人民互に權力の異同を覺ゆるに至り自ら分離建國の勢あるを悟るや彼等は相計り相和して茲に一大高塔を建築し以て中央集權の基礎となさんとせり然れども神旨之を喜ばず言語混亂の奇蹟は彼等を駭て東西に赴かしめ遂に各國分建の手初となし以て勢力併呑の無法を妨止したり夫れ言語は人心の直接なる顯現なり言語の差異は即ち人心の差異なり人心の差異は即ち各個邦國が分立して國民的思想を發育する要素なり故に吾人は敢て深遠なる神智を推測する者にあらずと雖もペーブル塔下の分離以來數千年

間の歴史に現はれたる者は即ち暴力併呑の失敗なれば各國分立は神が人類をして十分に其天賦の富を開發せしめ以て真正最終目的を完成せしむる手段たるを信せずんばあらず唯恨らむ人類の罪惡貪欲は屢反對の運動をなして歴史は國民的發達の歴史なると同時に各國分闘的慘景を吾人に傳へたるを

然り而して各國分建の要素たるものは一にして足らずと雖も吾人は今之を大別して道德的、地理的、歴史的の三者とす

夫れ一個人道德的最初の決意及び行爲が其人將來の品性に一大形骸を與へて他人と全く區別せしむが如く一國の道德的品性は其國過去の歴史より養育せられて各國互に相比しからず或は國の徳となり國の惡となるとは勢の然らしむる所に於て一國と他の國と道德的天賜の多少に差異あるのみにあらず又地理的區分が國民的氣質好

尙に大なる感化力を有するとは恰も草木が地質風土より直接の感化養育を受くるか如く隠然人民を養成して知らず識らず其國民特有の氣質、感情、好尙、所能を形作りしむるとは古代自國々境外に數多の國民あるを知らずして一葦の海水を無限の區畫とし彈丸黒子の小天地内に高枕安眠したる時代に於てのみならず外交頻繁なる十九世紀に於ても亦た然るを見るべし試に吾人をして北洋の冰山南海の明月に遊ばしめよ吾人の決して三笠山の月、富岳の雪を忘れ敷島の心和心を失ふ能はざるべし之を異郷に想ひ之を遠望したる者豈に獨り古代の朝臣猛將のみならずや加之ならず一國の歴史は其國人心に生活力を與へて各個其生産したる祖國を離る能はざらしむ而して吾人の歴史を研究すると精密なれば從て愛國の精神と信仰の觀念にも精密周到なるに至るものなり何となれば歴史とは邦國其物の内に起り得べき

事の有限り存在し永續するものにして此國と彼國とは其遭遇同じからず其行路異なるを以て一國民の歴史とは其國を形くり之を傳へたるもの以外ならざればなり故に各國歴史の差異は即ち各個國民的思想感情の差異を結果し反言すれば各國民其物を造出するもの謂はざる可からず然り而して各國の歴史は決して無有より無有に流去るものにあらず歴史の達すべき彼岸は即ち國家の勢力組織盛衰興亡に於て弱點と欠所とを發見し超理的司配を認め吾人が所謂ゆる眞神と其國に達するに至るなり是故に邦國若し徒らに歴史の外相を優美にせんを務め其真相を滅没せんとする時は其國の道德は之と共に退歩し之に反して邦國若し外飾的偽史を去て之が真相を研究すると愈深細なれば益道德的信仰的觀念を高尙にするものなり使徒パウロアテナスの公堂に福音を辨證せし時ストロクエビクリヤン諸學派

の人々に告て一の血脈より出じ凡の民を地の全面に住せ豫め其時と其住む所の界とを定め玉へり此は人をして神を求めしめ彼等が或は揣摩するにあらん爲なりと曰ひしも蓋し此意の外ならざるべし吾人が既に論述したる如く道德的地理的歴史的三要素より成立ち神定の公正に則り法律を設けて之を保護し維持する邦國は各個種々の遭遇行路に由り天國と其義との圓滿に向て進歩しつゝある者なれば法律も亦た其國普通の歴史の一大現象にして決して立法者其人の發明にはあらず法理論すべし然れども其國家歴史の必要遭遇より生ぜざるものは之れ空理のみ律條編輯すべし而れども歴史と一致符合せざるものは假へ如何なる金科玉條と雖も死灰的數字たるを免れざるなり故に邦國と法律とは國民的歴史と常に符合して進歩すべきものなり彼の國粹保存論者は歴史と國粹主義とを混同して一も二も國粹

と唱道すと雖も國粹と歴史とは決して同一の面積なるものにあらず
唯だ歴史と同面積なる進歩的國家の幾分を占むる者たるのみ若し國
粹主義をして強て邦國と歴史と同一の地位に在らしめ同一の面積を
満たしめば之れ徒に進歩的歴史及び其生産物たる邦國の圓滿とを毀
損するのみ夫れ邦國とは吾人が既に概論したるが如く歴史の産出
たる有法的組織なれば——歴史とい可有的事物の形骸なれば——縱
ひ新奇の事物と雖も其國の歴史中に有り得べくして既に有る以上は
決して其國の歴史にあらざると曰ふを得ず決して邦國の未來に於て多
少の結果をも國民的思想に與ふとなしと曰ふ能はざるなり况や國民
的元氣を養成し國家的道德と安寧とを圓滿ならしむる基督教が一國
の歴史に入て其國の歴史となるに於てをや嗚呼國家と歴史とを盾と
して大膽にも福音を世人に誣告せんとする者は斯國斯民と其中に充

満する大和魂とをして死灰的結晶物と爲さんと試むる者にあらずし
て何ぞや知るべし福音は一國專有の福音にあらずキリストは世の光
なり大陽中天に懸り此國と彼國とを照すを區別せざるが如くキリス
トの光また一國を利して他國を害するものに非るなり實に福音は常
に歴史と調和して一國に入れば一國の福音となり以て秩序的國家を
福するものなり豈に忠君愛國を亡滅するものならんや
論者曰む汝論するを休よ汝が言は汝の福音を傷ふのみ試に見よ國と
基督教と相反する要性甚だ衆多なるを夫れ國は法律を以て公義を司
り人權を重じて法正を請求せしむるものなり然るに汝の福音は之に
反して不正をも忍耐甘受せよと教ゆるにあらざや國は刑罰を司るも
のなり而して福音は仇を愛し罪を赦せと命するにあらずや國は誓約
を要し軍備を要す而して基督教徒は人を殺す勿れ誓約

を爲す勿れと命せられ居るにあらすや汝の所謂ゆる福音は國家と何の相符合一致する處ありや却て悉く皆背馳するにあらすや汝福音を信じて眞實に之を守れ然らば汝は國民として法律に循ふと能はざるべし汝忠實に國を愛せ然らば汝は必然福音に背かざるを得ずと吾人は固より是の如き道理らしく見ゆる皮相的見解が世人に嘉納さるゝを知り吾人豈に之が爲に辨する處なくしてかならんや讀者乞ふ吾人の言を聴け

其れ一事一物各其居るべきの版圖あり一言一行必ず解すべきの道あり若し其れ版圖の何たるを問はずして大早計にも之を混同し皮相より觀察して之を解すべき道に由らずんば世上何事か相ひ衝突し互に矛盾せざらんや是故に吾人は宜しく先づ形而上形而下の區分を明にし事物の屬すべき版圖を考へて然るのち論斷すべきなり抑も聖書は

綠林の惡漢を處斷する刑書にあらす法律は心裡の鬼を逐ふべきものに非らざるなり然るに今論者は神靈的事物と外顯的事物とを混合して二者相ひ衝突すとすは豈に觀察の甚だ粗拙なる者にあらすや然りと雖も古來キリスト教徒自身も之を混合したるとあれば吾人は深く教外の論者……殊に福音に無學なる我邦人……に是の如き誤認の行はるゝと尤めざるなり彼のローマ法王が心靈的教義をして政治法律に干渉せしめアナバパスの徒が政治法律と全く分離したるが如き共に彼我の區別を知らずして眞理の中心より左右の正反對なる兩端に走りたるものなり而して今日福音は國と一致する能はずと論ずる者亦た一方の極端に在る者なり吾人は今福音に據りて聊か所見を演む

イエス曾てニコデモと語るニコデモ其言の心靈的意義なるを悟らず

して「新生」てふ語を訝り人は如何にして再生すべきや母の胎内に歸るべきかと問へりイエス又「パリサイ人の酵」を戒む舟中の門徒之を聞て正物の酵ならんと思へり彼は曾て衆人に告て「我肉は誠の食物なり」と曰り而して猶人は形而下の意味に之を解し誰かこの甚だしき教に聽んやとて離散せり之れ皆な心靈上の教義を誤て直ちに之を形而下の事物に考へたるに因らずんばあらず故よ基督教と國との關係に於てキリストの教誨したる言を應用せんには先づ其意義の心靈的版圖に屬するものなるを記憶せざる可らずキリストが山上の（新約聖書馬太傳第五章より第七章迄）説教に於て法律と自己の教旨とを演べたるが如きは蓋し心靈上の解釋に於てのみ用ゆべきとなり而してキリストが世の政治法律に干渉する意思なかりしとは路加福音書十二章に其實例あり讀者主が相續上の爭論を處斷せざりしを以て之を知れ吾

人は是等の主意に據て左の如く結論するを得べし
 其れ外面に顯れたる行爲にはクリスチャンもなくアングリクスチャンなるもなし唯だ之を行ふ精神思想のクリスチャンたるや否やを知るを要するのみ是故に國に刑罰あるは何れの國にも然り而して之を執行する精神如何は大に吾人に關するものなりとす人の生命を殺害するは行爲に於て比しく然り而して之を喜殺的思想より殺害すると社會の公義を維持し秩序を保護するが爲に止を得ずして悲痛しながら之を殺すと其行爲に雲壤の差あるとは固より明瞭なり戰爭は古今に於て凶事たるや一なり然れども之を起すに併呑の野心よりすると自國の榮譽を保ち與國の交誼を全ふし野心慾望の虐威を制する爲に止を得ずして爲すとは其行爲の要性に於て千里の逕庭あり由之觀是クリスチャンが國民として法律を循奉し之を執行し之が保護を求むる

と教徒として福音を信じ心霊上の生活を之に則るとは毫も矛盾し衝突すべきとにあらざるなり福音は決して心霊的版圖を超て國家を害せず法律と政治とは決して之が版圖内に於て福音の信仰を妨害すべき者にあらず是故に吾人は基督教を信奉するが爲に國民たるを害されざるを確信す

我は王なり……我國は此世の國にあらざ……真理を證せん爲に來れりとのキリストが百萬の罵詈訛告も容易に開かすむる能はざりし口を開て懷疑的方伯を驚かしたる答辭なり而して此數言は實に能くキリスト降臨の目的と福音の性質を明にしたるものと謂ふべし抑も彼は國權萎靡したる亡國の恢復者として來りしにあらざ紀綱將に弛まんとし道德既に腐敗したるローマ帝國の革命者として生れしにもあらず彼の心霊的王國を改革し之を組織し之を統治せんが爲に臨めり

是故にキリストの福音は吾人をして外面の秩序と必要より分離せしめ或は之を犯さしむるものに非らざるなり

加之ならず福音は能く政治法律と一致し之を助け之を補益し以て國家完成の點に進みつゝあるものなり試に見よ法律の公正と之を保護する刑罰の威嚴とに依頼して社會の外部に一致を成就すと雖も福音は法律の及ばず能はざる心霊内其能力を致して心霊の結合一致を成就したり法律は安心なし而して福音は之を吾人に與へたり法律の義は酷嚴なり而して福音は歐米の法律をして慈愛に傾かしめたり福音は一個人に平安と志望とを與ゑ一家族に愛の生命を注入したる如く國に向ひても同一の心霊的感化力を普及して國法と相提携せり嗚呼キリスト教は國家に何の矛盾する所かある福音は國法と何の反逆せる點あるや

讀者乞ふ一層國家なる觀念を高尙にして考へよ國に法律あるも若し之を執行するの數減少するに至らば豈に愉快ならずや國に百萬の海陸軍整々たるも之を用ゆる時なからしめば豈に國民の幸福ならずや吾が睿聖なる皇后宮陛下は四海兄弟てふ御題にて

よもの海みなはらからどむつひなは

世に波風もたしどそれもふ

と御製ありき吾人は畏くも遙に聖旨を思ひ奉りて夙夜に忝き感なき能はず實に數ならぬ吾人と雖もこの真正の平安和樂を増進せんが爲に微力を致す者なり而して此の真正の平安和樂は吾が福音の信仰世に普くして五大洲各種の人類が貴となく賤となく國として家として一個人として皆な唯一の眞神を拜し天に在す我儕の父とし以て四海兄弟たるの實を明にし之を行ふ秋に在矣あゝ苟くも忠君愛國の赤心

あらん者は福音の信仰を輕々看過して豈に其れ可ならんや

○附 録

主イエスの訓たまひし祈禱の文 新約全書聖馬太傳第六
章九節ヨリ至十三節

天に在す我儕の父よ、願くは爾名を尊崇させ給へ爾國を臨らせ給へ爾
旨の天に成る如く地にも成せ給へ我儕の日用の糧を今日も與へ給へ
我儕に罪を犯す者を我ゆるす如く我儕の罪をも免し給へ我儕を試探
に遇せず惡より拯出し給へ國と權と榮は爾の窮なく有たまふ所なり
アーメン

懺悔の文の式

能はざる所なく最憐ある父よ、我等は迷へる羊の如く父の道を離れ
おほく己が心の工夫と慾に従ひ主の聖なる法を犯し爲べき事を爲す
爲べからざる事を爲せり又我等心に善ある事とし然ども父よ、我等の
主キリストイエスに依て世の人よ示し玉ひし約の如く苦しき罪人な

る我等を憐み玉へ其咎を懺悔する人を免し玉へ悔る人を還しめ玉へ
最憐ある父よ願くは聖なる名の榮光の爲に我等今より神を敬ひ義を
行ひ身を脩て世を渡ことをイエスキリストの爲に得させ玉へアーメ

爲天下衆人の文式

諸の人の造主守主なる神よ我等摠の人の爲になす祈禱を受給へて主
の福音の光を以て萬國を照さしめ又之を受る人これに隨ひて世を渡
る事を得させ給へ願くは聖公會を憐み摠の教友其業と役に於眞實に
主に事することを得させ給へ又我等を治むる人に幸して善を賞し惡を
罰し主の眞の道を守んが爲に彼等の心を治めその手を強め給へ我等
の摠の親族朋友隣人に肉體と靈魂の幸を降し給へ我等に善をなせし
人に報い又我等に惡きを爲せし人或は惡を望む人を恕して悔改むる

心を與へ給へ憐みある神よ艱る人を諸の艱難は從へて慰扶け給はん
事を聖子我等の救主イエスキリストの功勞に因て希ひ奉つるアーメ

食時に恩を謝する文

神よ汝は我に糧を與へて我肉体を養ひ我をして生活せしめ給ふを感
謝す又イエスを降我罪に代しめ我靈魂を救ひ常に我儕を守りたまふ
を悦ぶも其恩に報ることなく唯食することに汝の恩を感謝するのみ
尙願くは聖靈を降し我心を啓き我をして饑渴ごとく義を慕はしめ玉
へアーメン

祝福の文

我等の主耶蘇キリストの恩神の愛聖靈の交際我等と共に永遠在事を
願ふアーメン

明治廿三年八月卅日印刷
同年九月三日出版

編輯人 太田 惣吉

東京市日本橋區新
右衛門町四番地

發行者 池田 平三郎

東京市麻布區飯倉
町六丁目十七番地

印刷人 三上 春豊

東京市赤坂區赤坂
仲ノ町十九番地

發行所 池田 書店

東京市麻布區飯倉
町六丁目十七番地

大賣捌所

東京市神田錦町十字屋。銀座三丁目十字
屋。大坂土佐堀福音社。横濱元町十字屋

○聖教書類目錄

米國神學博士ウヰリヤムス校閱
日本山縣與根二編著 郵税金六錢

三要件問答 百十七頁 定價金十錢

該書は十誠。主禱。使徒信經。の三部に分
ち傍訓平易の文章を以てキリスト教の大
主旨を縷述したるものなり。要領には悉
く聖書の引照を附したり讀者をして容易
く福音の眞理を了解せしむる良書なり

大日本

聖公會禱文 改正 近刻

是迄ノ分 カリトチ定價十五錢
小形クロース廿五錢
英國神學博士キング氏著

眞の神よりの音信 定價
此書ハ未信者の教訓に必要なる事を述べ
る好冊子なり

教義畧説 定價五十錢

譜附基督教聖歌集

大形定價三十錢 全二十五錢
小形全 十二錢 全十六錢

新撰讚美歌 定價金五錢
全 十錢
全 二十錢

新約全書各傳の註釋

馬太傳。路加傳。約翰傳。使徒行傳。各々
定價金壹圓、

馬可傳の註釋 定價金三十
五錢

馬可講義 定價金七十錢
全 九十錢

羅馬書の註釋 定價五十錢

哥林多前書註釋 定價金
四十錢

全 後書註釋 定價金
卅五錢

希伯來書の註釋 全四十
錢

腓立比書の註釋 全二十
錢

帖撒羅尼迦 定價金二十五錢

前後書註釋

天路歷程 定價金四十錢
全 五十錢

福音の初步 定價金二十五錢

訓一約釋義 定價金壹圓

和聖書辭典 全金壹圓二十錢

和天道溯原 全三十五錢
全三十錢

基督教の基本 定價金七十
錢

信經要理 定價金十錢

聖公會政治要論 定價金二
十五錢

教理一夕話 定價金三十錢

聖書汎論 定價金二十五錢

日本譯舊新約各傳 定價金
壹圓、

詩篇總クロス製本 大 二十錢 十五錢 八錢
小 十二錢 十錢 五錢

引照舊新約全書

大形脊革製 八十五錢 全クロス 八十錢
折革金フチ 二圓五十錢 金二圓

引中形舊新約全書

脊革製 六十錢 五十五錢
折革金フチ 一圓二十五錢

全新約全書詩篇附

定價金二十三錢 全二十五錢
折革製本 四十錢 全キンフチ 五十錢

引新約全書 詩篇附。講附聖歌
集合本折革及總革

定價金五十五錢

英語讚美歌譜附

定價金壹圓二十錢
全譜ナシ 定價金十

安息學校讀本

第一定價 八錢
第二全 八錢
第三全十五錢 第四全十七錢

教の札

百枚十錢
全十二錢
給入 百數 二十五錢

舶來カード 數種
クリスマス、カード

此外各雜書會社出版書籍ヲ賣捌可仕候間
價壹圓以上前金ニテ御注文アラバ運賃弊
店ニテ支拂可申候也

東京市麻布區飯倉町六丁目十七番地
聖教書類 賣捌所 池田書店

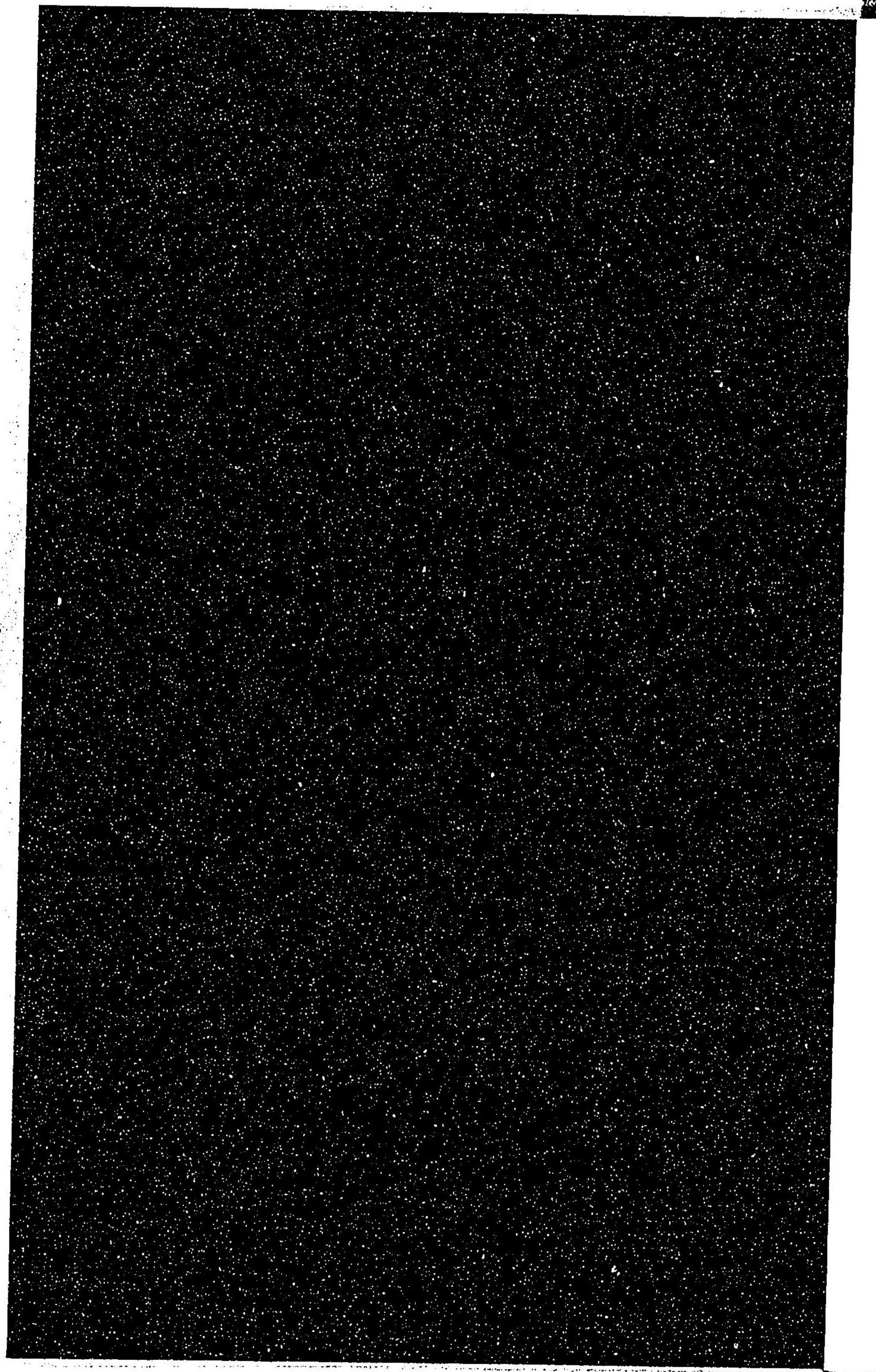
◎日曜叢誌 毎月一回刊行○一冊五錢
○一年前金五十五錢

◎公平周到なる社説、斬新高尚の論説、諷刺的雜録、内
外學士紳士の密書、確實なる報知、愉快なる譚話、謹嚴
なる教訓等は本誌の得所なり、請ふ之を讀め○

東京京橋區五郎兵衛町十二番地
發兌所 日曜叢誌社
賣捌所 池田書店

大日本圖書公司

二 〇 四 號	四 架	五 七 函
------------------	--------	-------------



1

特 50

420

国と基督教

国立国会図書館

020598-000-6

特50-420

国と基督教

ルタルド / 原著

M23

ABI-0413



